第四の１①ⅲ）中「及び法第27条」を削る。
第四の１中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥の次に次のように加える。
⑦　目標時期到来に伴う総合特区計画の認定
総合特区計画に掲げた目標の終了時期が順次到来し、その際、総合特区としての取組を継続するためには、指定地方公共団体は、当該時期以降の取組に関する計画を作成し、新たに認定を受ける必要がある。この場合、第四の１⑥に基づき、これまでの総合特区の取組を踏まえて行った事業の実現可能性や効果についての検証が十分に反映されていることも認定の判断基準とする。
第五の１①中「内閣官房」を「内閣府」に改める。
第五の１③中「内閣官房」を「内閣府」に、「また、改定された」を「なお、改定された」に改める。
第五の１④中「内閣官房」を「内閣府」に改める。
第五の２①の見出しを「特例措置の内容」に改め、第五の２①中ⅰ）の見出しを削り、「法の施行の日（平成23年８月１日）から平成28年３月31日」を「平成28年４月１日から平成30年３月31日」に、「法第２条第２項第２号イ」を「法第２条第２項第２号」に、「50％」を「40％」に、「25％」を「20％」に、「15％」を「12％」に、「８％」を「６％」に、「限度とし、控除限度超過額については１年間の繰越しができることとする」を「限度とする」に改め、「また、同一事業年度においては、次項の所得控除制度と選択適用となる。」を削り、ⅱ）からⅳ）までを削る。
第五の２②を次のように改める。
②　総合特区計画の記載事項
総合特区計画においては、法第２条第２項第２号の特定国際戦略事業に関する以下の事項を記載することが必要である。
ａ）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
ｂ）施行規則第１条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項
ｃ）当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
ｄ）当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
ｅ）当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
ｆ）当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
ｇ）当該特定国際戦略事業の実施時期
なお、ｆ）の事業区域は、法第３条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第２条第２項第２号の事業が早期に実施されることが見込まれる区域であるものを記載するものとする。
第五の２に次のように加える。
③　総合特区計画の同意条件
②に従い記載された特定国際戦略事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。
ア）当該特定国際戦略事業が、施行規則第１条に定める事業に該当すること
イ）当該特定国際戦略事業の用に供する施設等が、当該計画に係る総合特区の区域内で新設等されるものであること
ウ）当該特定国際戦略事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
エ）法第３条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第２条第２項第２号の事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること
④　法人指定の要件
国際戦略総合特区設備等投資促進税制に係る指定法人の指定要件は施行規則第15条に定めるところによる。
第五の３①中「地域活性化総合特別区域内において」を「地域活性化総合特別区域のうち、市街化区域の区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の用途地域が定められている土地の区域（以下「市街化区域等の区域」という。）内においてのみ」に、「平成28年３月31日」を「平成30年３月31日」に改める。
第五の３②中「添付するものとする。」を「添付するものとし、ｅ）の当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域に関し、当該区域が市街化区域等の区域内であることを示す書類について参考資料として添付するものとする。」に改める。
第五の３③イ）中「区域内で」を「区域のうち、市街化区域等の区域内でのみ」に改める。
第五の４①中「行うものとする。」の下に「特に、地方創生推進の観点から、地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。」を、「国と地方の協議会」の下に「における協議」を加える。
第六の２中「内閣官房」を「内閣府」に、「変更等」を「変更」に改め、「内閣府において行う」を削る。
第六に次のように加える。
３　施行状況の検討等
平成32年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。
別表２中「厚労Ｂ002」を次のように改める。

番号	厚労Ｂ002
特定地域活性化事業の名称	地域共生型障害者就労支援事業
措置区分	告示、通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日厚生労働省告示第543号）「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する総合特別区域において、事業所内での就労継続支援Ｂ型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援Ｂ型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、以下の特例措置を受けることができるものとする。 ・利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行うことができる。
同意の要件	地方公共団体が、事業所内での就労継続支援Ｂ型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援Ｂ型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものであること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。